

塩尻市地域防災計画

その他災害対策編

原子力災害対策編
鉄道災害対策編
大規模な火事災害対策編
火山災害対策編
航空災害対策編
林野火災対策編
雪害対策編
道路災害対策編
危険物等災害対策編

令和3年度修正

新旧対照表

【原子力災害対策編】第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>原子力災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>第2 定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p>原子力災害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画作成の趣旨</p> <p>第2 定義</p> <p>この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【原子力災害対策編】 第2章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害に対する備え</p> <p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第3 機動的な情報収集</p> <p>市は、機動的な情報収集活動を行うため、県及び関係市町村等と協力し、必要に応じ、車両及び移動系防災行政無線、無人航空機、衛星携帯電話・アマチュア無線などの移動通信系機器を活用した情報収集体制の整備を図る。(危機管理課)</p>	<p>第2章 災害に対する備え</p> <p>第2節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第3 機動的な情報収集</p> <p>市は、機動的な情報収集活動を行うため、県及び関係市町村等と協力し、必要に応じ、車両及び移動系防災行政無線、衛星携帯電話・アマチュア無線などの移動通信系機器を活用した情報収集体制の整備を図る。(危機管理課)</p>	<p>無人航空機(ドローン)による情報収集を追記</p>

【原子力災害対策編】第2章第4節

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 安定ヨウ素剤の備蓄</p> <p>第2 備蓄内容</p> <p>2 備蓄量</p> <p>次のとおり 26,370 人分（40歳未満の市民及び妊婦）の備蓄を行う。</p> <p>(1) ヨウ化カリウム丸薬 50 mg 43,785 錠（3歳以上）</p> <p>(2) ヨウ化カリウム 1 包（3歳未満）</p>	<p>第4節 安定ヨウ素剤の備蓄</p> <p>第2 備蓄内容</p> <p>2 備蓄量</p> <p>次のとおり 2万8千人分（40歳未満の市民及び妊婦）の備蓄を行う。</p> <p>(1) ヨウ化カリウム丸薬 50 mg 46,000 錠（3歳以上）</p> <p>(2) ヨウ化カリウム 1本（1本 500gを分包して保管）（3歳未満）</p>	<p>担当課に確認の上 修正</p>

【原子力災害対策編】第3章第7節

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、または原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避または避難の指示等の措置を講ずる。</p> <p>(1) 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所または避難所を開設する。</p> <p>(2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(4) 退避所または避難所の開設に当たっては、退避所または避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、飲料水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、市民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、または原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避または避難の勧告または指示の措置を講ずる。</p> <p>(1) 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所または避難所を開設する。</p> <p>(2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。</p> <p>(3) 退避・避難のための立ち退きの勧告また指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p>(4) 退避所または避難所の開設に当たっては、退避所または避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、飲料水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>によるリスクの双方から、市民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p> <p>第3 屋内退避または避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>市は、市長が屋内退避または避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>	<p>第3 屋内退避または避難を勧告または指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置</p> <p>市は、市長が屋内退避または避難を勧告または指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	-----------------------

【原子力災害対策編】第5章

新	旧	修正理由・備考
<p>第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応</p> <p>第1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p>	<p>第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応</p> <p>第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【鉄道災害対策編】 第 1 章第 2 節

新	旧	修正理由・備考
<p>鉄道災害対策編</p> <p>第 1 章 災害予防計画</p> <p>第 2 節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 施設・設備の整備</p> <p>ア 鉄道事業者が実施する計画</p> <p>事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行うものとする。</p> <p>(ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守</p> <p>(イ) 線路防護施設の整備の推進</p> <p>(ウ) 列車集中制御装置 (CTC) の整備、自動列車停止装置 (ATS) の高機能化等の運転保安設備の整備・充実</p> <p>(エ) 諸施設の新設及び改良</p> <p>(オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備</p> <p>(カ) 救援車・作業車等の整備</p> <p>(キ) 建築限界の確認</p> <p>(ク) 保安設備の点検・整備</p> <p>(ケ) 非常用具及び応急工事用具、材料は、年 2 回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。</p>	<p>鉄道災害対策編</p> <p>第 1 章 災害予防計画</p> <p>第 2 節 鉄道施設・設備の整備・充実等</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>2 施設・設備の整備</p> <p>ア 鉄道事業者が実施する計画</p> <p>事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行うものとする。</p> <p>(ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守</p> <p>(イ) 線路防護施設の整備の推進</p> <p>(ウ) 列車集中制御装置 (CTC) の整備、自動列車停止装置 (ATS) の高機能化等の運転保安設備の整備・充実</p> <p>(エ) 諸施設の新設及び改良</p> <p>(オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備</p> <p>(カ) 救援車・作業車等の整備</p> <p>(キ) 建築限界の確認</p> <p>(ク) 保安設備の点検・整備</p> <p>(ケ) 非常用具及び応急工事用具、材料は、年 2 回以上の点検を行い、整備しておくとともに、これを使用したときは、その都度点検しておくものとする。</p>	<p>市独自で追記</p>

<p>また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。</p> <p>イ 東日本旅客鉄道（株）が実施する計画</p> <p>復旧機材の保管場所及び主用部品をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>3 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。</p> <p>イ 鉄道事業者が実施する計画</p> <p>鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</p>	<p>また、これらの保管箇所及び数量を関係社員に周知しておくものとする。</p> <p>(新規)</p> <p>3 鉄道施設周辺の安全の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講じるものとする。</p> <p>(新規)</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>
---	--	-----------------------

【鉄道災害対策編】第1章第5節

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 通信手段の確保等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 北陸信越運輸局が実施する計画</p> <p>(ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>3 救助・救急・消火活動のための体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 鉄道事業者が実施する計画</p> <p>(ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>(イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 通信手段の確保等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 北陸信越運輸局が実施する計画</p> <p>(ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。</p> <p>3 救助・救急・消火活動のための体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 鉄道事業者が実施する計画</p> <p>(ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>(イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

<p>(エ) 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</p>	<p>(新規)</p>	
--	-------------	--

【鉄道災害対策編】 第2章第5節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第5節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。</p> <p>また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。</p> <p>2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 一般住民への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 鉄道事業者が実施する対策</p> <p>鉄道事業者は、鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行うものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第5節 関係者等への情報伝達活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。</p> <p>また、市民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。</p> <p>2 市民はもとより一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 市民及び一般住民への情報伝達活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>鉄道事故現場周辺の市民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 鉄道事業者が実施する対策</p> <p>鉄道事業者は、鉄道の運行等、交通機関利用者及び市民にとって必要な情報の提供を行うものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせて修正</p>

【大規模な火事災害対策編】 第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 大規模な火事災害に強いまちの形成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(オ) 「緑の基本計画」等の見直しに当たり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。</p>	<p>大規模な火事災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 災害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 大規模な火事災害に強いまちの形成</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(オ) 「緑の基本計画」等の策定に当たり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。</p>	<p>市独自の修正</p>

【大規模な火事災害対策編】第1章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画</p> <p>(7) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。</p> <p>4 避難誘導計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。</p> <p>また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。</p> <p>(イ) 木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うこと可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する計画</p> <p>(7) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その高度化を促進するものとする。</p> <p>4 避難誘導計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(7) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。</p> <p>(イ) 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うこと可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。</p>	<p>文章の修正</p>

【火山災害対策編】第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>火山災害対策編</p> <p>第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第2 計画</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかる災害から市の地域、市民並びに一般観光客の生命、身体及び財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p>	<p>火山災害対策編</p> <p>第1節 火山災害に強いまちづくり</p> <p>第2 計画</p> <p>市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかる災害から市の地域、市民並びに一般観光客の生命、身体及び財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p>	<p>文章の修正</p>

【火山災害対策編】第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>市は、火山噴火等により市民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。</p> <p>(避難誘導體制については震災対策編第2章第10節「避難の受入活動計画」に準ずる。)</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺) <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火予報 <p>気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。</p> <p>(2) 噴火警戒レベル</p>	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 避難誘導體制の整備</p> <p>市は、火山噴火等により市民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。</p> <p>(避難誘導體制については震災対策編第2章第10節「避難の受入活動計画」に準ずる。)</p> <p>(1) 噴火警報・予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺) <p>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火予報 <p>気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。</p> <p>(2) 噴火警戒レベル</p>	<p>文章の修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	レベル	キーワード
特別 警報	噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	レベル 5	避難
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)	レベル 4	高齢者等 避難
警報	噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生すると予想される	レベル 3	入山規制
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル 2	火口周辺 規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。火山活動の状態によ	レベル 1	活火山で あることに留意

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

ア 噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	発表基準	レベル	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) または 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル 5	避難
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル 4	避難準備
警報	噴火警報 (火口周辺) または 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 3	入山規制
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル 2	火口周辺 規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴	レベル 1	活火山で あることに留意

			て、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)		
--	--	--	---	--	--

			出等がみられる。(噴火警報解除時)		
--	--	--	-------------------	--	--

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域または山麓及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報(火口周辺)または火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意

種別	名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等
特別警報	噴火警報(居住地域)または噴火警報	居住地域または山麓及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報(火口周辺)または噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(噴火警報解除時)	活火山であることに留意

(3) 火山の状況に関する解説情報

(3) 火山の状況に関する解説情報

気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を發表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を發表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に發表する。臨時に發表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の發表であることを明示し、發表する。

動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火 警報を公表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 噴火速報

気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

(5) 降灰予報

気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

(4) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

(5) 降灰予報

- ・噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」
- ・火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」
- ・火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」

【航空災害対策編】 第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>航空災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、市民等からの情報収集体制の整備を行う。</p> <p>2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。</p>	<p>航空災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、市民等からの情報収集体制の整備を行う。</p> <p>2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【航空災害対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県は、国土交通省から得た情報を、関係市町村へ連絡する。 2 市及び県は、航空機や無人航空機、画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。 3 市及び県は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>2 情報の収集及び報告</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市及び県は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、市民から災害発生後の1次情報を得た場合は、直ちに関係機関へ報告を行う。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県は、国土交通省から得た情報を、関係市町村へ連絡する。 2 市及び県は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。 3 市及び県は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>2 情報の収集及び報告</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>市及び県は、航空機や画像により情報を収集した場合や、市民から災害発生後の1次情報を得た場合は、直ちに関係機関へ報告を行う。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【航空災害対策編】第2章第3節

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 搜索、救助・救急及び消火活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 関係機関によるヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施</p> <p>(1)</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>市は、県等から災害の発生情報を得た場合は、無人航空機による搜索や消防団等をもって速やかに松本広域消防局と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への搜索、関係市町村へ情報の収集を指示するとともに、必要に応じて、ヘリコプター等による搜索活動を実施するものとする。(危機管理部、警察本部、企画振興部)</p>	<p>第3節 搜索、救助・救急及び消火活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 関係機関によるヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>市は、県等から災害の発生情報を得た場合は、消防団等をもって速やかに松本広域消防局と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への搜索、関係市町村へ情報の収集を指示するとともに、必要に応じて、ヘリコプター等による搜索活動を実施するものとする。(危機管理部、警察本部、企画振興部)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【林野火災対策編】第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>林野火災対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>本市の総面積のうち、山林地目の占める面積構成比は53.3%（2020年統計しおじりより）であり、林野での火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生する。また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への焼失等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 予防対策の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視</p>	<p>林野火災対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>本市の総面積のうち、山林地目の占める面積構成比は53.3%（2020年統計しおじりより）であり、林野での火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生する。また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への焼失等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。</p> <p>第1節 林野火災に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 予防対策の実施</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視</p>	<p>最新版に修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【林野火災対策編】 第 1 章第 3 節

新	旧	修正理由・備考
<p>第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害現場及び関係機関相互の通信手段を確保し、円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じ、ヘリコプター、無人航空機、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。</p> <p>また、状況に応じて、ヘリコプター、無人航空機または車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。</p>	<p>第 3 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡関係</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害現場及び関係機関相互の通信手段を確保し、円滑な連絡体制を整備する。また、必要に応じ、ヘリコプター、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県が実施する計画</p> <p>防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進めるものとする。</p> <p>また、状況に応じて、ヘリコプターまたは車両による現地情報の収集体制を整備するものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【林野火災対策編】第2章第3節

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告</p> <p>(イ) 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請</p>	<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告</p> <p>(イ) 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施</p>	<p>文面の修正</p>

【林野火災対策編】第2章第4節

新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 消火活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。</p>	<p>第4節 消火活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて自衛隊ヘリコプター、消防防災ヘリコプターを要請し、迅速かつ的確な消防活動を行う。</p>	<p>文面の修正</p>

【林野火災対策編】第3章

新	旧	修正理由・備考
<p>第3章 災害復旧計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p> 寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに、関係者等に対する普及啓発を行う。</p> <p>イ 県が実施する対策（林務部）</p> <p> (ア) 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽し、森林を造成するものとする。</p> <p> (イ) 寡雨地帯においては、森林の延焼を防止または軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討するものとする。</p>	<p>第3章 災害復旧計画</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p> 消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに、関係者等に対する普及啓発を行う。</p> <p>イ 県が実施する対策（林務部）</p> <p> (ア) 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽し、森林を造成するものとする。</p> <p> (イ) 寡雨地帯においては、森林の延焼を防止または軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討するものとする。</p>	<p>文面の修正</p>

【雪害対策編】第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県及び関係機関が実施する計画</p> <p>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p>	<p>雪害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 雪害に強い地域づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 雪害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 道路交通の確保計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市、県及び関係機関が実施する計画</p> <p>(ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p> <p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>イ 市が実施する計画</p> <p>(ア) 除雪体制を整備し、大雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪用資機材の整備を支所ごとに計画する。</p> <p>また、市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。</p> <p>(イ) 大雪時に各関係機関からのライフラインに係る情報の収集と市民へ広報体制を整備する。</p> <p>(ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。</p> <p>(エ) 市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 大雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。(建設部)</p> <p>(イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき、交通の確保を図るものとする。(建設部)</p>	<p>イ 市が実施する計画</p> <p>(ア) 除雪体制を整備し、大雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪用資機材の整備を支所ごとに計画する。</p> <p>また、市民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。</p> <p>(イ) 大雪時に各関係機関からのライフラインに係る情報の収集と市民へ広報体制を整備する。</p> <p>(ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>ウ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 大雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うものとする。(建設部)</p> <p>(イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき、交通の確保を図るものとする。(建設部)</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>
--	--	-----------------------

<p>(ウ) 豪雪時に県と市が相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)</p> <p>(エ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)</p> <p>(オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)</p> <p>(カ) 有料道路における交通確保(道路公社) 除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</p> <p>(キ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</p> <p>(ク) 県は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ 道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起りやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。</p>	<p>(ウ) 豪雪時に県と市が相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)</p> <p>(エ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)</p> <p>(オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)</p> <p>(カ) 有料道路における交通確保(道路公社) 除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</p> <p>(キ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	
<p>3 鉄道運行確保計画(鉄道事業者)</p> <p>(2) 実施計画 関係機関が実施する計画(鉄道会社) ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備 イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実</p>	<p>3 鉄道運行確保計画(鉄道事業者)</p> <p>(2) 実施計画 関係機関が実施する計画(鉄道会社) ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備 イ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

<p>ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備</p> <p>エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採</p> <p>4 電力の確保（中部電力㈱、中部電力パワーグリッド㈱、東京電力ホールディングス㈱）</p> <p>11 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(7) 雪害に関する警報・注意報等に対して注意を払う、住宅周辺等については、自主的除雪を心がける等の防災思想の普及徹底をテレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して行うとともに、防災研修会、防災講演会の充実、パンフレット等により広く住民に対して防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識</p> <p>b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及</p> <p>c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意</p> <p>d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意</p> <p>(i) 市に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。</p> <p>(ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</p> <p>(エ) 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて</p>	<p>ウ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採</p> <p>4 電力の確保（中部電力㈱、東京電力ホールディングス㈱）</p> <p>11 雪害に関する知識の市民に対する普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部、警察本部）</p> <p>(7) 雪害に関する警報・注意報等に対して注意を払う、住宅周辺等については、自主的除雪を心がける等の防災思想の普及徹底をテレビ、ラジオ等のマスメディアを利用して行うとともに、防災研修会、防災講演会の充実、パンフレット等により広く住民に対して防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識</p> <p>b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及</p> <p>c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意</p> <p>d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意</p> <p>(i) 市に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について助言するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。</p> <p>(ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。</p> <p>(新規)</p>	
---	---	--

て、周知に努めるものとする。

【雪害対策編】第1章第3節

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 観測・予測体制の充実</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報提供体制の充実</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市ホームページ、防災行政無線等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する。また、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、エルシーブイ(株)及びエフエムまつもと(株)、しおじりコミュニティ放送(株)との協定に基づき、情報提供を迅速に行う。</p>	<p>第3節 観測・予測体制の充実</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 情報提供体制の充実</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市ホームページ、防災行政無線等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する。また、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、エルシーブイ(株)及びエフエムまつもと(株)との協定に基づき、情報提供を迅速に行う。</p>	<p>災害時協定締結により追記</p>

【雪害対策編】第2章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 市民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。</p> <p>(イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。</p> <p>(ウ) 市民への避難指示等の伝達に当たっては市防災行政無線を始めた効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害直前活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 住民の避難誘導等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>(ア) 市民への道路除雪体制等の準備の呼びかけをする。</p> <p>(イ) 市民の避難が必要とされる場合には、避難勧告・避難指示（緊急）を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。</p> <p>(ウ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。</p> <p>(エ) 市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し住民に対し周知徹底を図る。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【雪害対策編】第2章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 除雪等諸対策の実施</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 広報</p> <p>(1) 降雪量、道路、交通、集落や被害等の状況を把握するとともに、国、県や道路管理者、防災関係機関等からの正確な一元化した情報収集を図る。正しい情報に基づき、適時適切な情報を市民や関係機関へ伝達する。</p> <p>(2) 情報は既存の、防災行政無線、広報車、CATV、緊急メールシステム、電話、市ホームページ、しおじりコミュニティ放送等あらゆる方法で伝達する。</p> <p>(3) 全市民一斉に広報するために複数のルートによる広報手段の構築を図る。</p>	<p>第2節 除雪等諸対策の実施</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 広報</p> <p>(1) 降雪量、道路、交通、集落や被害等の状況を把握するとともに、国、県や道路管理者、防災関係機関等からの正確な一元化した情報収集を図る。正しい情報に基づき、適時適切な情報を市民や関係機関へ伝達する。</p> <p>(2) 情報は既存の、防災行政無線、広報車、CATV、緊急メールシステム、電話、市ホームページ等あらゆる方法で伝達する。</p> <p>(3) 全市民一斉に広報するために複数のルートによる広報手段の構築を図る。</p>	<p>災害時協定締結により追記</p>

【道路災害対策編】 第 1 章

新	旧	修正理由・備考
<p>道路災害対策編</p> <p>第 1 章 災害予防計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>本市は、太平洋側と日本海側の交通が交差する交通の要衝で長野自動車道のほか一般国道 19 号、20 号及び 153 号が通過し、分岐点にもなっていることから、自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び市民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。</p>	<p>道路災害対策編</p> <p>第 1 章 災害予防計画</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>本市は、長野自動車道と一般国道 19 号、20 号及び 153 号が分岐し、道路交通の要衝であることに加え、自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び市民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。</p>	<p>文面の修正</p>

【道路災害対策編】第1章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 道路の整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路の自然災害・事故等に対する安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 施設整備計画により、災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。</p> <p>(イ) 自然災害・事故等が発生した場合に、救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅、橋梁の耐震化等整備を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 自然災害・事故が予測される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備するものとする。(建設部、林務部、農政部、道路公社)</p> <p>(イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備するものとする。(建設部、道路公社)</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。(地方整備局、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))</p> <p>(イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(地方整備局、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))</p>	<p>第2節 道路の整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路の自然災害・事故等に対する安全性の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ア) 市は、整備計画により、災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。</p> <p>(イ) 自然災害・事故等が発生した場合に、救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅、橋梁の耐震化等整備を図る。</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(ア) 自然災害が予測される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備するものとする。(建設部、林務部、農政部、道路公社)</p> <p>(イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備するものとする。(建設部、道路公社)</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施するものとする。(地方整備局、中日本高速道路(株))</p> <p>(イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(地方整備局、中日本高速道路(株))</p>	<p>文面の修正</p>

【危険物等災害対策編】第1章第1節

新	旧	修正理由・備考
<p>危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>第1 基本方針</p> <p>危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</p>	<p>危険物等災害対策編</p> <p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 危険物等関係施設の安全性の確保</p> <p>第1 基本方針</p> <p>危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>

【危険物等災害対策編】第2章第2節

新	旧	修正理由・備考
<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 災害の拡大防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>市は、危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策</p> <p>(7) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等</p> <p>災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該所管区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。</p>	<p>第2章 災害応急対策計画 第2節 災害の拡大防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 危険物等施設における災害拡大防止応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[危険物関係]</p> <p>ア 市が実施する対策</p> <p>市は、危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。</p> <p>イ 松本広域消防局及び木曽広域消防本部が実施する対策</p> <p>(7) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等</p> <p>松本広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該所管区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。</p>	<p>県の計画の記載に合わせた修正</p>